

与那国町過疎地域持続的発展計画（案）に対するパブリックコメント実施結果について

実施期間：令和7年12月24日（水）から令和8年1月7日（水）17時まで

募集方法：メール、Fax、郵送、持参

意見件数：1人から2件

No.	意見の要旨	該当箇所 (ページ・章等)	所管課	町の考え方（案）
1	「与那国島の祭事の芸能」の「保持団体」として「与那国民俗芸能伝承保存会及び各地区の自治公民館(芸能保存会)」と記載されていますが、法律上の「与那国島の祭事の芸能」の「保護団体」は「与那国民俗芸能保存会」及び、各地区芸能保存会(=自治公民館)となっており、「与那国民俗芸能伝承保存会」は該当しません。	P. 40 11. 地域文化の振興等 (2) 伝統芸能	教育委員会	ご指摘ありがとうございます。 指定にあたって、保持団体として認定されたのは「与那国民俗芸能保存会」「東地区芸能保存会」「西地区芸能保存会」「島仲地区芸能保存会」「比川地区芸能保存会」「久部良地区芸能保存会」の6団体です。 「与那国民俗芸能伝承保存会」を「与那国民俗芸能保存会」に修正します。
2	本書で述べておられる「保持団体」と法律上の「保護団体」とは同義ですか？	P. 40 11. 地域文化の振興等 (2) 伝統芸能	教育委員会	同義として考えています。 文化財保護法第75条の2において、「文部科学大臣は、前項の規定による指定（重要無形文化財の指定）をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。」とあります。 法律上は「保持団体」ですが、指定時の告示（昭和60年1月12日文部省告示第1号）や国指定文化財等データベース（文化庁HP）では「保護団体」とされています。 町では、県教育庁文化財課が年度ごとに発行している「文化財課要覧」に準じて、これまでも「保持団体」を採用してきました。